

最高裁判所 (第三小法廷) 平成●●年 (○ ○) 第●●号 法務大臣 (税務署長) の無申告加算税賦課決定処分を取り消し請求上告事件

国側当事者・国

平成25年5月28日棄却・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年 (○ ○) 第●●号、平成24年7月20日判決、本資料262号-157・順号12007)

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年 (○ ○) 第●●号、平成24年12月20日判決、本資料262号-270・順号12120)

決 定

上告人	甲
被上告人	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	森下 麻友美

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成25年5月28日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 寺田 逸郎

裁判官 岡部 喜代子

裁判官 大谷 剛彦

裁判官 大橋 正春